

岡山芸術創造劇場

劇場内カフェ運営事業者募集要項

公益財団法人岡山文化芸術創造（以下、「財団」という。）は、岡山芸術創造劇場（以下、「劇場」という。）の利用者サービス向上のため、劇場内カフェ業務を実施する事業者を募集します。

1. 趣旨

岡山芸術創造劇場は、「魅せる」「集う」「つくる」をコンセプトに、文化芸術分野の活用場として、さらには子どもからお年寄りまで幅広い世代の方々が気軽に訪れ、交流し、コミュニケーションが図れる場所として、新たな賑わいを生み出し続ける施設をめざしています。

カフェコーナーが運営されることによって、公演等の舞台鑑賞を目的とした来場者の利便性を向上させ、鑑賞に関する満足度を付加的に高めることができるほか、オープンロビーで提供することにより、鑑賞を目的とせず気軽に立ち寄る来場者が「集う」ための動機になり、さらに、ボックスオフィスやギャラリーなど、様々な目的で来場した方々が交流するきっかけを創り出す効果を期待しています。

2. 施設の概要

（1）劇場の概要

①基本情報

所在地	岡山市北区表町三丁目11番50号
開館	令和5年9月1日
延床面積	39,406.25㎡
構造	RC、S、SRC（一部CFT造）、中間免振構造
施設	大劇場（1,743席＋車椅子席10席）、中劇場（801席＋車椅子席6席） 小劇場（最大300席）、アートサロン（最大300人） ギャラリー、練習室11室
休館日	原則として、第1、3月曜日（ただし、催事の都合によりこれに依らない場合がある）。12月28日から1月4日まで。
開館時間	午前9時から午後10時まで

②利用人数

区分	施設利用人数	（内）大劇場	（内）中劇場
令和5年度（9月～3月）	148,878人	96,867人	36,915人
令和6年度	294,931人	167,968人	90,799人

（2）カフェの概要

①基本情報

所在地	2階オープンロビー
面積	接客スペース 13.52㎡ 厨房（パントリー） 12.59㎡

※配置図及び設備資料は別紙のとおり

※場合により、大劇場及び中劇場のバーカウンターにて提供を行っていただく可能性があります。

3. 応募資格

個人・法人ともに申込可能です。ただし、飲食店経営のノウハウを有し、劇場の運営について協力いただける方で、以下の条件を満たす方とします。

- (1) 税金の滞納がないこと。
- (2) 飲食店営業に必要な資格および許可を取得できること。
- (3) 食品衛生法および各都道府県が定める条例の規定に基づき、営業許可の取り消し、営業の禁止または営業の停止等の行政処分を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から4号まで、または第6号の規定に該当しないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと、またはそれらの団体に属していないこと。

4. 施設使用許可

(1) 使用期間

施設の使用は、契約締結後から令和7年3月31日までとします。但し、許可の更新を妨げるような事象が生じない場合において、期間満了1カ月前までに財団及び事業者双方から意思表示がない場合は、同じ条件でさらに1年間更新することができ、以後も同様とします。この期間には、開業に伴う什器等の搬入設置、開業準備、閉店に伴う原状回復作業に要する期間を含むものとします。

更新を希望しない場合は、期間満了の1カ月前までに書面にて申し出るものとします。

(2) 取消・変更

次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消または変更をおこなう場合があります。この場合において、事業者が損害を被ることがあっても、財団はその責めを負いません。

- ①事業者が、手数料の未納等の他、この募集要項及び契約内容に違反したとき。
- ②参加資格の詐称その他不正な手段により事業者として選定されたことが判明したとき。
- ③休業状態が1カ月以上継続したとき。
- ④食品衛生法に規定された許可の取消または営業の禁止もしくは停止を受けたとき。
- ⑤財団からの是正指示に従わないとき。

(3) 使用区画

カフェスペースのうち、接客スペース（13.52㎡）及び厨房（パントリー）（12.59㎡）を事業者が専ら使用する面積とします。

5. 営業条件

(1) 開店準備期間

契約締結後、令和7年11月30日(日)迄

(2) 営業日

大劇場又は中劇場において催物が開催される際は原則としてカフェを営業すること。

但し、過去の実績や事業内容、来場見込数等を鑑みて、財団及び事業者双方協議のうえ営業日及び営業時間を決定することとします。

なお、財団主催または関連事業に関しては来場見込数の多少に関わらず営業を基本とします。

(3) 営業時間

- ①開場30分又は1時間前から開演時間迄
- ②公演休憩時間
- ③その他（必要とされる場合）

(4) 取扱品目

ドリンク類、軽食等

(5) メニュー、料金設定

提案に含めてください。酒類の提供は可能です。

(6) 看板等の設置

使用区画内における設置については、安全性や視認性に配慮したうえで可能とします。

劇場2階オープンロビー内においてのみ可能としますが、来場者の通行の妨げになる場所への設置は不可とします。

設置にあたってはデザイン・大きさ・素材・設置場所について財団の承諾を得てください。

(7) 使用料

区画および備付什器、業務に使用する電気及び水道については、事業者はその使用料の負担を不要とします。

但し、業務の範囲を著しく超える使用が認められる場合はその限りではありません。

(8) 手数料

売上については全額を事業者の収益としたうえで、報告した月締め売上金（税込価格）に定められた手数料率を乗じて得られた額を手数料として支払うものとします。

財団は報告された実績報告をもとに請求書を発行し、事業者は請求書発行月の末日までに指定口座に振込にて支払うこととします。

手数料率についてはご提案ください。

(9) その他

①本要項に記載のない事項については、別紙仕様書の定めに従ってください。

②劇場の消防計画に従い、平素より安全管理に努めるとともに、災害等が発生した際には職員の指示に従い、また職員に協力し行動してください。

③事業者が設置する備品等は劇場が加入する保険の対象外となります。必要に応じて、別途、事業者にて契約してください。

④食材等の搬入及び廃棄物等の搬出について、時間帯、経路及び車両駐車場所は劇場と協議のうえ、劇場の利用者及び来場者に影響のないよう実施してください。

⑤事業者の過失により財団又は第三者に損害を与えたときは、事業者がその損害の賠償責任を負うものとします。また、飲食物・販売物により第三者に損害を与えたときも事業者の責任において対応するものとします。

6. 応募方法等

(1) 提出書類

①岡山芸術創造劇場 劇場内カフェ運営事業者募集にかかる企画提案書（表紙及び営業概要）

②事業計画書（A4自由書式）

以下について記載してください。

提案項目と評価の基準は次のとおりです。

・ カフェの運営方針

運営方針について記入してください。

岡山芸術創造劇場の理念との整合性、運営における工夫等についても併せて記入してください。参考となる資料・写真がある場合は添付してください。

・ 運営体制

従業員の配置体制や教育訓練、ピーク時や不測の事態の対応、利用者からの要望や苦情等への対応について記入してください。

・ 提供メニュー

商品の構成や特徴、価格設定などアピールポイントを記入してください。

提供方法や利用促進のための工夫についても記入してください。

内容や盛り付けがわかる写真等がある場合は添付してください。

・ 安全管理・食品衛生

運営にあたっての安全管理対策について記入してください。

・ その他

その他、アピールできるアイデアや取り組みがあれば自由に記入してください。

・ 売上手数料

手数料について記入してください。

(2) 提出方法

定められた期間内に、持参又は郵送にて提出してください。

また、事業計画書については、別途PDFデータ及びPDF変換前のデータを一緒に提出してください。

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで受け付けます。

※郵送の場合は、締切日必着としてください。

(3) 質問の受付

下記スケジュールの日程にて、グーグルフォームで受け付けます。

URL = <https://forms.gle/VUSv54QyRFkgkb9R6> ※本ページ下部にQRコード掲載

回答は取りまとめて全質問者に電子メールにておこないます。

なお、審査の過程に影響するものなどについては回答しない場合があります。

電話及び訪問による質問は受け付けません。

(4) 現地見学会

下記スケジュールの日程にておこないます。

参加を希望される方はグーグルフォームにて期日までにお申し込みください。

URL = <https://forms.gle/bAnagFjjMnLhRqsP8> ※本ページ下部にQRコード掲載

なお、1者あたりの人数は2名までとします。

応募しようとする方は必ず現地説明会に参加してください。

(5) その他

申請に係わる費用は、全て応募者の負担とします。

提出された書類は返却しません。

提出された書類はこの募集に係る選定以外に使用しません。

提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

提出後の書類の差し替え、変更は認めません。但し、記載漏れ等により財団が補正を求めた場合を除きます。

提出書類に虚偽の記載をし、その他の不正行為が認められる場合は指名停止その他の措置を講じることがあります。

7. QRコード 現地見学会申込



質問受付



8. スケジュール

(1) 募集期間	令和7年 9月 1日(月) ~ 10月10日(金)
(2) 現地見学会参加申込期日	令和7年 9月15日(月) 17:00迄
(3) 現地見学会	令和7年 9月17日(水) 11:00開始
(4) 質問受付期間	令和7年 9月 1日(月) ~ 9月25日(木)
(5) 質問への回答	令和7年10月 5日(日)
(6) 企画提案書の提出期間	令和7年 9月18日(木) ~ 10月10日(金)
(7) 選定結果通知	令和7年10月24日(金)
(8) 契約締結及び営業準備期間	令和7年10月25日(土) ~ 11月30日(日)
(9) 営業開始日	令和7年12月 1日(月)

※ 各期間の最終受付時間は17:00迄です。

9. 提案項目と評価の基準

提案項目	評価の基準	配点
①運営方針	・岡山芸術創造劇場内のカフェとしての魅力、独自性や付加価値を感じられるか ・劇場の理念との整合性、劇場との連携協力、運営における工夫等があるか ・実施にあたっての確実性があるか	15点
②運営体制	・管理にあたる組織や人員配置は妥当か ・ピーク時や不測の事態の対応、利用者からの要望や苦情等への対応体制、対応方法が考えられているか ・従業員の教育訓練は適切に行われているか ・無理がなく持続可能な運営計画になっているか	20点
③提供メニュー	・商品の構成や特徴に魅力があるか ・価格設定が来場者のニーズに沿うものか ・提供方法や食器等の工夫があるか ・利用促進のための工夫等があるか	15点
④安全管理 食品衛生	・運営にあたっての安全性への配慮・対策があるか ・食品を提供するうえで想定される事故等や問題を防止するために必要な衛生管理方法について考えられているか ・防犯・防災等の安全管理についての取り組みがあるか	20点
⑤その他	・新しいアイデアや取り組みがあるか ・環境に配慮した取り組みがあるか	20点
⑥売上手数料	・条件を満たしているか、より良い条件を提示しているか	10点
合 計		100点

10. 書類提出及び問合せ先

公益財団法人岡山文化芸術創造 岡山芸術創造劇場 総務グループ 担当：野崎宛

住所：〒700-0822 岡山県岡山市北区表町3丁目11番50号

電話：086-201-8013 ファックス：086-201-8004

メール：soumu_gekijo@ocac.jp